

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年6月29日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 渡辺元
同 中野信吾

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 こども未来部こども未来課、すみれ保育園、美鈴保育園
まちづくり政策部まちなみデザイン課、公園緑地課
市立病院済生館管理課
- (2) 監査の期間 令和2年4月30日から令和2年6月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
こども未来部 こども未来課	指摘する事項はなかった。
こども未来部 すみれ保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 美鈴保育園	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 まちなみデザイン課	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 公園緑地課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 霞城公園東大手門櫓案内監視等業務委託契約事務において、発注の見通し、契約締結前情報及び契約締結後情報についての公表がされていなかった。 2 千歳山自然休養林保護管理協議会の経理事務において、ボランティア活動保険料の支払にあたり、請求書に資金前渡職員の請求印がなく、領収書に記名と領収印がなかった。

市立病院済生館 管理課	指摘する事項はなかった。
----------------	--------------

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。